

建屋連



建 対 第 6 1 6 号
令和 7 年 1 2 月 1 2 日

建設業者団体の長 殿

山梨県県土整備部長
(公印省略)

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を
改正する法律の全面施行について（通知）

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長等から別添のとおり
通知がありましたので、貴団体におかれましては、当該通知の趣旨を十分にご理解の上、
貴団体傘下企業に対し、周知徹底をお願いします。

山梨県県土整備部県土整備総務課

建設業対策室 遠藤

TEL : 055-223-1843

FAX : 055-223-1844